

令和5年度第3回 岸和田市障害者施策推進協議会

会議名	第3回岸和田市障害者施策推進協議会
日時	令和5年12月20日（水）14時～16時30分
場所	岸和田市立中央地区公民館 4階 多目的ホール
出席委員	山本委員、楠見委員、寺田委員、小門委員、松藤委員、高田委員、根未委員、今西委員、叶原委員、井ノ阪委員、峯近委員 以上11名。
欠席委員	9人
事務局	北本福祉部長、庄司障害者支援課長、東調整主幹、木岡サービス担当主幹、木田福祉医療担当長、東相談担当長、高濱障害福祉担当長、岡本子育て支援課子育て企画担当主幹
傍聴人数	3人
次第	1 開会 2 議事 （1）第7期岸和田市障害福祉計画・第3期岸和田市障害児福祉計画（素案）について （2）意見聴取（パブリックコメント）の実施について 3 閉会
配布資料	第7期岸和田市障害福祉計画・第3期岸和田市障害児福祉計画（素案） 資料1-1 岸和田市グループホームアンケート調査結果報告書 資料1-2 正誤表

2. 議 事

(1) 第7期岸和田市障害福祉計画・第3期岸和田市障害児福祉計画（素案）について

○事務局より資料1-1の第1章、第2章及び資料1-2について説明。

○委 員：資料1-1の34、35ページ及び資料1-2について、グループホームへのアンケートを実施したことは大変有意義だと思う。ただ、回収率が少し低くて福祉にかかわっていてもその程度の思いなのかなと寂しく感じた。資料1-1の35ページの最後まとめ欄で、「同性介助を進めるためには、男性介助員の確保が必要です。」と書かれているが、男性だけではなく女性の介助員も必要とすべきである。同性介助の状況で、「性別タイプでは「できている」は女性専用が87.5%と高く」と書かれているが100%ではない。親の立場から言うと、12.5%に当たる可能性があるのだから、まとめ欄に言う男性介助員と言い切ってほしくはない。

○事務局：委員のご指摘のとおり、男性と言い切るのではなく女性介助員についても必要と改める。また、87.5%で100%ではないとのご意見ももっともだと思う。

○委 員：女性棟でありながらなぜ女性の介助人が100%にならないかの理由の一つに賃金が安いことがあるのではないかと。看護師は女性が多いが、相応の給料を支給されているため夜勤もいとわずされる。少ない給料で、特に夜に女性棟の介助に入る女性は少ないと思う。福祉職の賃金が低いという実態もアンケートに加えることができたらより良かったと思う。

○会長代理：福祉職の採用の厳しさはどの法人も施設も感じていることであり、悩みの種もある。国に対して、福祉職の待遇や配置基準の改善はどの団体も要望している。これを解決しないと人材の確保は難しい。グループホームや入所施設など、交代勤務で業務が多岐にわたる所はより人が来づらくなっており、運営上の課題となっている。同性介助は当然基本であるが、このようなところも踏まえて分析できればいいと考える。資料1-2の3ページ、男女混合型のグループホームについて、例えば一軒家で部屋が別々であるが男女がそこで生活しているのか、あるいは男性棟・女性棟があって分かれて生活しているのか。

○事務局：細かくはアンケートを取っていないため詳細は不明だが、同じ建物内で部屋は別々であるが男女が生活しているところもあると思う。

○会長代理：承知した。

○委 員：さきほどの職員の話に関連して、障害児者へのアンケートで、福祉サービスの利用の不満のところ「職員の知識や経験が不足している」とあるが、普通にサービス提供していれば感謝される。知識が不足しているとか職員の対応が良くないという意見が出ることはよほど問題があると思う。職員の体制の問題が大きい。過重労働であるため、人の確保が難しい。全労働者平均賃金に比べて7から8万円少ないのが福祉労働の平均である。仕事はしんどいけど給

料が安く、質の良い職員を集めることがいかに困難かを示している。現場は大変だがやりがいがあるので、自己犠牲で頑張れということになる。現場も法人も大変である。グループホームで職員の対応が良くないとの意見もあるが、夜間対応は一人のことが多く、密室孤立で長時間過密労働をすると虐待につながる可能性がある。福祉のノウハウがない民間業者がグループホームに参入しているが、非常にリスクを伴っていると感じる。基本は国の単価や人の配置基準の問題がある。法人努力だけではいかんともしがたいところがある。あと、生活の場関連で地域移行について、親が高齢化する中で本人が行くところがない、親が入院したり亡くなった後、喫緊に行くところがなくてどうしようといったことが全国で起きている。テレビニュースで市内の入所施設が取材を受け、それを見た方から入所できないかと駆け込みの電話があったが、受給者証もなくまったくサービスにつながっていない方だった。相談支援も利用しておらず、自宅で親が高齢介護して切羽詰まった状態にある世帯が潜在しているにもかかわらず、地域移行を進めることはいかかなものかと思う。国の地域移行の数値に対して大阪府はだいぶ数値を下げたが、国がやってきたことを府や市がそのまま受け入れる必要はない。市も府がやってきた数値をそのまま目標にするのではなく、入所削減自体がいいのかといったことを自治体として判断してもいいのではないかと思ったしだいである。

- 委員：計画を進めるに当たっては予算が必要である。予算はきちんと取ってもらえないといけない。そうでなければ、計画内でいい言葉が並んでいるだけで、表現は悪いが我々のガス抜きをただけになってしまう。グループホームのアンケートについてはもう少し踏み込んでもらいたかったが、実施はしてくれている。予算をどのように取っているかを知りたい。
- 会長代理：予算要求の件を報告できる範囲で報告をしてほしい。
- 事務局：このあと、第3章以降で説明するが、各サービスの見込量を掲載している。サービス利用量は年々増加しており、予算も増えていくことになる。必要な予算を要求し内部で調整し、最後は議会で承認いただくという流れである。サービスの予算は扶助費という項目になるが、年度途中で仮に足りなくなったとしてもサービスを止めることはできないので、補正予算を組むといったことで予算を確保し、サービスを利用していただいている。日常生活用具や補装具についても、増加分を見込んで予算を要求している。これは障害福祉だけでなく、高齢福祉なども全体的に増加している。話は変わるが、グループホームアンケートにもあったショートステイについて、緊急のショートステイが足りないということで、グループホームで受け入れていただけないかを、障害者支援課の相談担当で調整を進めている。
- 委員：資料1-1の22ページの上段まとめ欄で、発達障害の診断を受けるきっかけ

の割合について、「身近な人が気がついた」が「乳幼児健診」より上に来ている。乳幼児健診は本来、スクリーニングで全子どもをチェックして、障害の発見と診断につなげなければならないがそうはなっていない。健診で一時的にひっかかれば診断かカウンセリングを受ける必要があるが、それにつながっていないところに問題があるような気がする。健診から相談につながるシステムが必要だと感じた。相談の部分も圏域変更したときに体制が弱くなった。圏域が6カ所になったが相対的に予算が減ったため、スキルを持った貴重な人材を辞めさせざるを得なくなったようである。相談支援は、話を聞いたら朝でも夜でも駆けつけざるを得ず、子どもを朝に起こしに行くといったことも行っているが、予算が少ないためその部分のお金は出ない。また、多くの書類も作成しなければならない。計画相談1件いくらでしかお金が出ない。相談とは障害の発見から困りごとを聞き、サービスにつなげるという入り口のところで一番重要であるが、予算が減って人も減るとなると、事業が成り立たず、相談の事業所を閉鎖せざるを得なくなったとの話を聞いたこともある。そうすると、障害を持つ人が安心して駆け込めるところがなくなってしまう。そこをどう支えていくのか。書類作成など実務が多くて相談を受けられないといったことになると、本末転倒である。仕組みそのもの、国の制度そのものに問題があるが、現場と話し合ってよくしていくことはできないか。相談の体制を充実させ、どこにもつながっていない、孤立している方をすくい上げることが必要であると感じたしだいである。

○会長代理：障害児の話があったが、相対的に少子化が進み障害児も減っていくことがこれから顕著になっていくと予想される。一方で保育園や認定保育所で発達障害が増えているとの声を聞く。発達障害と診断された子どもを持つ保護者をどう支えるかが今後の課題であると思われる。保育と障害児保育と障害者福祉が今後より関連していくことになるとと思われる。また、次年度、障害福祉の報酬改定があり、それによって事業形態も相当左右されることが予想される。国よりまだ詳しい内容は出ていないが、今後、国の動向を踏まえ予算や事業を計画遂行していかなければならない。続けて、事務局より資料1-1の第3章以降の説明を求めます。

○事務局より資料1-1の第3章から第5章について説明。

○委員：資料1-1の73ページ、自発的活動支援事業の内容は。

○事務局：障害者が社会で生活していくためのボランティア活動を支援している。

○委員：それは補助金を交付するなどのことか。

○事務局：活動をしている団体に交付している。

○委員：具体例はあるか。

○事務局：精神障害者のグループの方が小学校などに行き、体験談を話すといった活動

などを支援している。

- 委員：理解促進研修・啓発事業にもつながるものか。
- 事務局：そうである。
- 会長代理：補助金交付事業の要項などはあるのか。
- 事務局：ある。
- 委員：我々の団体は設立して約30年を迎えるが、市内の幼稚園、小学校、中学校で出前紙芝居の活動を417回実施している。完全にボランティアで毎回8人を集め実施している。もし補助金などがあるのであれば、支援をしていただきたいと思ったしだいである。
- 委員：我々の団体も補助金をいただいている。会員40名ほどの団体だが、補助金と会費で運営している。その補助金交付もこの事業に入っているのではないか。
- 事務局：各障害者関係団体への補助金交付もこの事業に入っている。
- 委員：資料1-1の75ページ、成年後見制度法人後見支援事業について、実績・見込量とも実施の有無が無となっている。市としては、社協が実施しているから無になっているのか。
- 事務局：これは法人後見を新たに実施する団体を支援する事業である。本市では、社会福祉協議会がすでに積極的に事業を実施しており、もちろん市と社協は連携している。この法人後見支援事業については実施していない。
- 委員：事業として実施していないのに、計画に載せる必要はあるのか。
- 事務局：国、府から示されたメニューなので、無であっても掲載しなければならない。
- 委員：今の成年後見制度は使いにくいと聞いたことがある。後見人から温泉旅行等の娯楽を贅沢だからと決めつけられ、行けなかったとのドキュメンタリーを見たことがある。
- 委員：個人的な財力の問題があるのかもしれない。個人で後見人を探されて金銭管理をしてもらい、その中で余暇活動を楽しんでいらっしゃる方もいる。財力があれば、温泉旅行等にも行けると思う。生活保護を受けている場合は、余暇活動の範囲も限られてくると思う。後見人をつけるにもお金があるので、親は躊躇してしまうこともある。将来的にそこを市が助けてくれればありがたいと思う。
- 事務局：後見人本人を支援する事業は社協に委託している。
- 委員：相談があれば社協に問い合わせすればいいと思う。
- 事務局：身寄りのない方については、市が申し立てを行う制度もある。
- 会長代理：法人後見の立ち上げの支援は行っていないが、市として後見事業には携わっている旨を注記しておけば良かったかもしれない。
- 委員：後見人を弁護士などに依頼すると年を取り廃業することもありうるので、法人後見を利用するほうが安心かもしれない。

- 会長代理：確かに法人後見は費用も高くなく、安定感はあるかもしれない。後見については、難しいところもあり障害者やその家族に情報提供をしていくことも必要だろう。
- 委員：大きな災害時の重度障害者の避難誘導について尋ねます。これまでは、町会や民生委員、消防や警察の方々に助けていただくことになっていたと思う。避難に関する制度が新しくなり、市としてどのような取り組みを行っていくのか教えてほしい。
- 事務局：高齢者や障害者などの避難行動要支援者については、名簿を作成し、町会などの関係機関に配布している。その名簿に基づき、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされている。本市ではハザードマップを活用し、危険地域にお住まいの方を対象に個別避難計画の作成に取り組んでいる。
- 委員：地震等の災害はいつどこで起きるかは分からないが、そこには障害者がいる。計画の作成や普段の避難訓練も大切だが、実際に災害が起きた時、市の担当者が障害者を避難誘導するなどの具体的な計画はあるのか。
- 事務局：個別避難計画では、市の職員が直接救助に行くということにはなっていない。まずは身近な方に支援者になっていただき、避難所へ誘導していただくことになっている。
- 委員：市の担当者は来ないということだが、災害が起きた時、重度障害者はただ待っているだけということなのか。
- 事務局：災害の程度によるが、市の職員は避難所の開設・運営などの作業をする事になっている。安否確認については、地域の見守りボランティアの方々や民生委員、相談員の方々と連携することになるが、市の職員が必ずしも行かないということではなく、状況に応じて対応していく。
- 会長代理：個別避難計画の作成はこれから進めていくということで重要なことではある。福祉避難所の整備や一般の避難所でも障害特性に応じた体制整備はされているのかといった情報を障害者や家族に伝える必要がある。そのような情報を伝えれば少しは安心すると思う。
- 委員：防災については、30年以上前から地域の方々と危機管理部門が話し合いを続けている。一向に話が進まない。ようやくここまで来たかという思いである。浜に住んでいる車いす利用者の方より、台風であれば事前の避難も可能だが、地震の津波となると前触れもないため、どのように避難すればいいのかとの話を聞いている。高いところに逃げろということだが、エレベーターも止まっているし、どうすればいいのか、と。現実問題、地震の直後、市の職員が救助に行くということではできない。市の職員も被害にあっており、すぐに動くことは不可能だろう。町会などの地域のつながりが重要になってくる。話は変わるが、資料1-1の76ページ、手話奉仕員養成研修の修了者はどのよう

な形で岸和田市に残ってくれているのか。

- 事務局：この研修は初心者の方を対象に実施している。修了者の中には手話のボランティア団体に入ってそこで学ばれる方もいれば、大阪府の養成研修を受ける方もいらっしゃる。その後、岸和田市の手話通訳者の試験を受けていただき、合格すれば市の手話通訳者として登録することになる。ただ、期間として、短くても5年はかかる。
- 委員：5年以上かかるのか。団体を預かっている身として、行事があれば手話通訳者が必要となる。市に派遣をお願いすると、有償での派遣を案内される。有償ではなく、市役所にいる手話通訳者の派遣はできないのか。市には何人手話通訳者がいるのか。
- 事務局：障害者支援課に2名、市民病院に1名で市の職員としては3名がいる。職員ではないが、市の登録通訳者は30名近くいる。3名の職員は、主に窓口対応等、業務として手話通訳を行っている。また、庁外で登録手話通訳者の手配ができない際も通訳に従事している。登録手話通訳者の派遣については、派遣要項に基づいて派遣している。それは無償である。委員がおっしゃっているのは、団体で行事を行う場合のことだと思うが、団体には補助金や委託金をお渡ししている場合があり、その場合はそちらから支払っていただきたい。すべてが有償というわけではなく、要項に基づく場合は無償である。
- 会長代理：手話は大事なコミュニケーションの方法である。要項があるのであれば、要項を柔軟に解釈して利用しやすくするような工夫も必要だろう。
- 委員：事業計画の質の担保をどうするのか、の問題があると思う。グループホームでも支援の方法が荒っぽいところがある。入居者が死んでしまうのではないかと思ったこともあった。西成の囲い込みのような状態を作っていると思われる事業所もある。このグループホームに入ったらこの訪問看護、この移動支援の事業所を使うと決められ、いままでつながっていた事業所と切り離されるといったことがある。精神障害者の場合、精神科の主治医が支援の要になるが、そのドクターと簡単に切り離してしまうといったことがあった。その方が私の事業所でてんかん発作を起こされ、グループホームに連絡しても分からない、主治医も変わったばかりなので様子が分からないとのことで、懇意にしている訪問看護師に相談し、事なきを得たこともあった。計画を立てることは大事だが、そのような事業所が増えると、計画が絵空事になってしまう。このような実態があることを念頭に計画を進めていただきたい。
- 会長代理：精神障害の方を主治医から切り離すことはあってはならない。命に直結する問題である。こういうことは常態化はしていないが、事例としてはある。事務局としてどのように考えるか。
- 事務局：グループホームについては、連絡会の立ち上げを検討している。孤立しないよ

う、情報交換をしながら質を上げていこうと考えている。

- 会長代理：連絡会の立ち上げは良いことだ。困っているのは現場で働く職員である。特にグループホームは、職員が孤立してしまう。事業所や法人の垣根を超えてグループを作り、市が舵を取るという体制はたいへん望ましい。
- 委員：いくつもグループホームを見学しているが、先ほど委員がおっしゃったグループホームの問題には驚かない。見学をしていると実際に囲い込みの実態が見えるとともにそのように説明される。計画の質の担保について。子どもが18歳までは障害があっても幸せに暮らしていたが、18歳以降の福祉の貧困さを目の当たりにしてきた。やはり福祉職員の人材不足が問題だと思う。給料が少なく、福祉を学んだ大学生も福祉の仕事に就こうとしない。違う職種に就職する。少ない給料で生活できないという話を実際に聞いたことがある。私の子どもは学校ではいろいろと助けていただいているいろいろな経験をし、奇跡と思うこともいろいろあった。今は作業所の中でぶらぶらするだけである。質のいい事業所で様々な経験をし、命輝くように暮らしている姿を見たい。計画の中身がかさかさでは悲しく思う。
- 会長代理：質の充実については、我々も含めてコミュニケーションをとって話し合っていくことが大事だ。
- 委員：グループホームについて、株式会社の運営が増えており、福祉の理解が不足している事業所が目立つように思う。私の事業所の女性利用者の話だが、交通事故にあい膝を打撲した。グループホームの職員はまったく気づかず、私の事業所の職員が初めて気づいたということがあった。グループホームに病院に連れて行ってほしいと話したところ、本人が病院に行かないんです、との返事。そんな問題ではない。また、その利用者はピンク色が好きなのだが、ピンク色の下剤を自分のお小遣いで買って飲んで下痢をする。小口の現金をチェックしていれば何を買ったかが分かるのだがそのようなこともしない。福祉サービスの提供をしているのではなく、部屋を貸しているだけと認識しているホームもある。その事業所にケース会議を開いて改善してほしいと依頼したが、そんなに変わっていないようである。入浴介助でも女性がいないのでできませんと平気で連絡をしてくる。同性介助は大原則であり、そのようなことはあってはならない。グループホームの連絡会を立ち上げるのなら、障害者に対する理解と知識を共有してほしい。もっと障害への理解を深めてほしい。
- 委員：外国にルーツを持つ障害児の保護者の件で、その方はペルー人で日本語が片言しかできない。通訳などの派遣のサービスはあるのか。
- 事務局：事業所への通訳派遣の話は聞いたことがない。
- 委員：府立高校では入学の説明会などで外国にルーツを持つ方がいらっしやれば府

が通訳を派遣してくれる。市では小学校や中学校の入学説明会などへの通訳派遣はしているのか。

- 事務局：申し訳ないが学校の件は分かりかねる。
- 委員：スマホの翻訳アプリを使うが、やはり細かなところまでは伝えにくい。今後、事例があれば教えてほしい。
- 会長代理：国際化が進めばこのような問題は出てくる。何かいい知恵があればこの場でも教えてほしい。
- 委員：資料1-1の78ページの移動支援事業について。障害者歯科診療を三ヶ山町で実施しているが、診療所までの移動にこのサービスを利用できるのか。
- 事務局：このサービスは屋外での移動が困難な障害者にヘルパーが同行し、余暇活動や買い物の支援を行うものである。通院については、居宅介護の通院等介助を利用いただくことになる。
- 会長代理：移動支援について、基本的に作業所から病院への利用は駄目だったと思う。うる覚えで申し訳ないが、今度の報酬改定の基本案でそれも一部認めるようなことが盛り込まれていたように記憶している。
- 委員：本日欠席されている委員より意見を伺っている。資料1-2の8ページの間10、医療的ケアが必要な方の入居について、不可能が89.8%と高い数字になっている。医療的ケアが必要な方がはじかれてしまうのはいかがなものか。今後、どのような施策を進めていくのか。2点目、資料1-1の64ページ、地域生活支援拠点等について、設置数は3箇所から4箇所に増えるとの計画になっているが、具体的なことは決まっているのか。
- 事務局：グループホームに地域生活支援拠点になっていただけないかと打診している中で、なっただけなのではないかとの感触を得ているホームがあるので1箇所増としている。
- 委員：福祉職の人の問題について、給与保証などは国に行ってもらうことが一番良い。市が単独で実施することは困難だろう。市としては看護師の加配を行っているが、条件が厳しくて活用しづらく、もっと使いやすい制度にしてほしい。事業所に1人でも2人でも人が増えると、過重労働も減らすことができ、労働の質を上げることにもつながる。計画の前半で地域移行があげられているが、そもそも地域移行するためには、財政支援、日中活動の行き先、そこへの送迎、ヘルパーの派遣や訪問看護などいろいろと調整しなければならない。アパートを一つ借りれば解決する問題ではない。障害のある方が、自分で全部できるわけではないし、相談支援がすべて代行することも難しい。地域移行を進めるなら、地域には生活のためのメニューがこれだけあります、ということをもまずは示さなければならない。本人自身が調べて本人自身で実践するというのであれば、進まない事業である。メニューの試案を示して説明

することは行政がしなければならぬのではないか。自分で情報を調べて自分でサービスを選ぶという自己責任が行政のやり方になっているのではないか、申請主義であるために。自分で調べて自分で動ける人でないとサービスにつながらない。地域移行のためには複雑なことをしなければならず、専門家がついていけば可能だろうが、軽度の障害であったとしても難しいことである。自身でできるならば、障害ではない。入所か、グループホームか、地域か、自分で選択はすることになるが、地域移行すればこのようなメニューがありますといったことを情報提供しなければならない。そもそも入所が地域生活ではないという考え方がおかしいと思うしである。あと、職員の質の担保の問題で、研修だけではいけないと思う。現場をもっと見るべきである。グループホーム同士で現場視察を行えば、自分たちの至らないところがより鮮明に見えてくると思う。

以上